

平成26年3月12日  
経 済 産 業 省

## 1. 趣 旨

経済産業省は、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、業界団体への要請や、消費税転嫁対策特別措置法等に基づく転嫁拒否行為の監視、取締り等に取り組んできたところ。

平成26年4月の税率引上げに際して、3～4月に転嫁拒否行為が多く発生するおそれがある<sup>(注)</sup> ことを受け、消費税転嫁拒否の未然防止・違反行為の取締り等を強化するため、3～4月を「消費税転嫁対策強化月間」と位置づけて、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施する。

(注) 想定される転嫁拒否行為

- 税率引上げ前（3月）：4月以降の取引に係る「買ったたき」、無償での値札の貼替協力要請等の「利益提供要請」等。
- 税率引上げ後（4月）：代金支払時に増税分の支払を拒否する「減額」等。

## 2. 具体的な取組内容

### (1) 監視・取締り対応の強化

#### ①特定事業者（買い手側）への転嫁円滑化の徹底

(ア) 消費税転嫁のルール化徹底—下請取引適正化ガイドライン改訂等（3月）

- 下請取引適正化ガイドライン（素形材・自動車・産業機械等）を改訂し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置づけ。改訂後、講習会開催等により、速やかに業界団体・会員企業等に対する周知を徹底。（3月中に講習会を約30回程度実施。）

(イ) 大規模小売事業者等大企業への対応強化（4月）

- 業界団体を通じた消費税の円滑かつ適正な転嫁の要請に加え、公正取引委員会と合同で、特に大規模小売事業者に重点を置いた特定事業者（買手側）への書面調査を実施。

(ウ) 所管業界団体・企業に対する転嫁要請の継続

- 全国・地方の所管団体・企業等に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実施に係る要請を継続。

## ②特定供給事業者（売り手側）への消費税転嫁対策調査官の積極的なアプローチ

### （ア）消費税転嫁対策調査官（Gメン）のパトロール実施（3—4月）

- 日本商工会議所・全国商工会連合会等と連携し、Gメンが商工会議所等主催の消費税転嫁対策セミナーに出張し、中小企業・小規模事業者の経営者に対してGメンの活動紹介、出張相談を実施。

## ③取締り機能強化

### （ア）悉皆的な書面調査の実施（4月—）

- 消費税の転嫁拒否行為をくまなく発見するため、公正取引委員会と合同で、中小企業・小規模事業者を対象に悉皆的な書面調査を実施。

### （イ）下請代金法との連携強化（3月—）

- 消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を通じて厳正に対処。

### （ウ）消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の開始（4月—）

- 消費税の転嫁状況を定期的にモニタリングするため、4月より、事業者に対して消費税の転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。

## （2）広報・相談対応の強化

### ①消費者向け広報の強化

#### （ア）ポスターの作成・配布（3月—）

- 消費者に増税分の負担をご理解いただくためのポスターを作成・商店街の個店に配布。さらに、関係省庁の協力を得て、市区町村の広報媒体や、電車中吊り広告等に掲載。

#### （イ）懸垂幕の活用（4月—）

- 経産省の懸垂幕（本省及び各経産局）を活用し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税増税分の負担をご理解いただくよう呼びかけ。

#### （ウ）商店街キャラバンの実施（3月—）

- 全国各地の商店街で、消費者等に消費増税をご理解いただくイベント開催。

### （2）電話相談業務の強化（3—4月）

- 3月、4月は土曜日も消費税転嫁に係る電話相談を受付。さらに、3月末からは、日曜日も電話相談を受付。